| 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)     | 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧) |
|-----------------------------|-------------------------|
| 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程         | 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程     |
| 平成15年10月1日                  | 平成15年10月1日              |
| 平成15年度規程第30号                | 平成15年度規程第30号            |
| (略)                         | (略)                     |
| 一部改正 2024年3月29日2023年度規程第21号 |                         |
|                             |                         |
|                             |                         |

第1条~第3条(略)

(交付の対象)

第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に | 必要な費用の一部を助成する。 ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う 事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

第5条~第8条(略)

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条 | 件を付するものとする。

 $-\sim$ 二十二 (略)

二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する<mark>終了時</mark>評 | 価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査(以下「評価・ 調査等」という。)に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、 終了時評価を助成事業完了前に行うこととする。(なお、助成事業年度の終了後5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延│の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長する 長することがある。)

第1条~3条(略)

(交付の対象)

第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に 必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う 事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

第5条~第8条(略)

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条 件を付するものとする。

 $-\sim$ 二十二 (略)

二十三 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価、 追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査(以下「評価・調査 等」という。) に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後 評価を助成事業完了前に行うこととする。(なお、助成事業年度の終了後5年度目 ことがある。)

| ᆲᇽᇎᆔᆉᅖᅼᅕᄴᆄᄔᄭᅝᄜᅑᇸᆔᆜᄼᄼᅷᆡᆛᄓᄭ               | ᄪᄙᆁᄮᄺᄴᆓᄜᄝᅅᄺᄱᅩᄼᄱᆡᅜ                      |
|---|--|
| 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)                 | 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)                |
| 二十四~三十三(略)                              | 二十四~三十三(略)                             |
| 2 (略)                                   | 2 (略)                                  |
| 第10条~第17条(略)                            | 第10条~第17条(略)                           |
| 第10末~第17末(畸)                            | 第10末 (昭)                               |
| (交付決定の取消)                               | (交付決定の取消)                              |
| 第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付  | 第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付 |
| の決定の全部又は一部を取り消すことができる。                  | の決定の全部又は一部を取り消すことができる。                 |
| 一~七 (略)                                 | 一~七 (略)                                |
| 八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。             | 八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。            |
| 九~十 (略)                                 | 九~十 (略)                                |
| $2\sim3$ (略)                            | $2\sim3$ (略)                           |
|   |  |
| 第19条~第25条(略)                            | <br>  第19条~第25条(略)                     |
|   |  |
| <u>(データマネジメント)</u>                      |  |
| 第26条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本  |  |
| 的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)及び機構が  |  |
| 公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が   |  |
| 管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。      |  |
|   |  |
| (経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)                 | <u>(新設)</u>                            |
| 第27条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推  |  |
| 進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第  |  |
| 65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等(以下「明細書等」と  |  |
| いう。) に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保 |  |
|   |  |

全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明 (経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。) の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。 2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推 進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理 大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67 条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載 された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただ し、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特 定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載 する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明 が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合 は、この限りでない。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

## 第28条 (暴力団排除に関する誓約)

助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

(その他必要な事項)

第29条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が

## 第26条(暴力団排除に関する誓約)

助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

(その他必要な事項)

| 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)                |
|--|
| 第27条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が |
| 別にこれを定める。                              |
|  |
|  |
| 附則<br>(英語)                             |
| (新設)                                   |
|  |
|  |
| 様式第 1~第 21 略                           |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |